

平成30年度第4回陸前高田市景観審議会議事録

1 日時 平成31年1月23日(水)

午後 3時29分 開議

午後 4時09分 散会

2 場所 陸前高田市役所4号棟第6会議室

3 議事

議案第1号 陸前高田市景観計画の改正について

議案第2号 陸前高田都市計画陸前高田景観地区について

4 出席委員(5人)

会長 平野 勝也 委員 浅沼 ミキ子 委員 菊池 満夫

委員 三浦 まり江 委員 箱石 貴文

5 説明のために出席した者

建設部長兼都市計画課長 阿部 勝 都市計画課計画係長 永山 悟

6 職務のために出席した職員

建設部都市計画課

課長補佐兼下水道係長 山口 透 主任 若林 謙一郎

主事 志田 一朗 主事 田畑 晶子 主事 長崎 翔太

7 審議会の概要

午後3時29分 開議

(1) 開会

○事務局(阿部部長)

大変お疲れ様でございます。定刻少し前でございますが、今日、出席予定の皆さんお揃いでございますので、只今より、平成30年度第4回陸前高田市景観審議会を開会させていただきます。

都市計画課長の阿部でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、岡本副市長からご挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶

○岡本副市長

本日はお忙しいところお集まり頂きありがとうございます。前回、12月に行ったところでございますけれども、今回は、前回の審議結果を踏まえたパブリックコメントを実施

し、その結果を反映したという形になっております。それについての最終のご議論になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（阿部部長）

それでは資料の確認をお願いいたします。はじめに次第、配席図、資料1といたしまして「陸前高田市景観計画改正素案」、資料2といたしまして「景観計画改正素案のパブリックコメントで出された意見と市の対応」、資料3といたしまして「陸前高田都市計画陸前高田景観地区」、参考資料1といたしまして「パブリックコメント」、参考資料2といたしまして「改正スケジュールについて」でございます。お手元でございますか。

本日の市側の出席でございますが、岡本副市長、建設部都市計画課から、山口補佐、永山計画係長でございます。職員と担当のコンサルタントが出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

会議の成立について報告いたします。本日は8名の委員のうち5名のご出席をいただいておりますので、市景観条例第28条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告いたします。なお、三宅委員、武藤委員、伊東委員の3名からはご欠席の連絡をいただいております。

なお、本会議につきましては、議事録を作成いたします。本日の署名委員は、三浦委員をお願いします。また、議事録を作成する都合上、録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。これからの議事の運営につきましては、平野会長によりしくお願いします。

(3) 議事

○平野会長

あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

年末に議論させていただきました改正の方向性で最終の調整をして、今日は最終確認になりますので、意見を言って変えてもらうのであればラストチャンスになりますので、忌憚のない意見を出していただければと思います。

【審議】

議案第1号 陸前高田市景観計画の改正について

○平野会長

それでは次第に従いまして、3の議事(1) 議案第1号 陸前高田市景観計画の改正につ

いて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（永山係長）

私から資料の説明を差し上げます。座って失礼いたします。

議案1号について、資料1と資料2を説明いたします。

まずは資料1 陸前高田市景観計画改正素案です。右上に書いているように、前回同様、現行計画からの修正箇所は赤字、また、前回審議会からの修正箇所を青字で記載しております。今回は、青字の中でも、内容の変更を伴う箇所について、説明させていただきます。

まず14ページをお開きください。区域図の市街地部分を拡大したものを掲載しておりますが、前回の審議会の中で、委員長から、高田北幹線、新しい高田病院等を通る高台を東西に結ぶ道路ですが、それとシンボルロードについて、幹線道路沿道地区や景観重要公共施設に指定すべきとの意見をいただき、事務局に一任されておりました。その後、検討を行い、幹線道路沿道地区は、祈念公園に向かう主要な道路を指定しており、北幹線、シンボルロードも該当することから、地区に入れることを検討しております。

次に、50ページをご覧ください。今回の変更で新たに指定する景観重要公共施設に関する事項ですが、下の表の河川の3番目に、小泉川を追加しております。これは、気仙川、川原川を管理する県との議論の中で、小泉川も祈念公園の中に含まれる重要な河川であるため、景観重要公共施設に入れるべき、ということになり、加えたものです。

次のページに、位置図を掲載しており、小泉川は祈念公園の東側に位置しております。なお、冒頭に、北幹線を幹線道路沿道地区に加えるとお話ししましたが、景観重要公共施設は、50ページの指定の方針にあるように、ア 当計画区域内の良好な景観を形成する上で、骨格となる道路又は河川等であること、イ 復興のシンボルとなる空間を構成するなど、当市の景観にとって重要な公共施設であること、としており、北幹線は、復興祈念公園から距離もあることから、景観重要公共施設には指定しないものとしております。

次に57ページをご覧ください。ここは、今回新たに追加する屋外広告物条例に関する箇所ですが、上段に、許可申請が必要な広告物という項目を追加しております。この内容は、右ページの適用除外に書かれていたものを、分かりやすく整理したものです。

次に60ページをご覧ください。ここは、屋外広告物の許可基準について、重点景観地域の簡易広告物について書いておりますが、最下部に表示面の色彩について追記しております。これは、簡易広告物は仮設的なものが多いのですが、電柱巻付広告物等については常設に近いものであることから、建築物利用広告物等と同様に、色彩を規制すべきと考えているものです。それに伴い、最下部には、色彩の例外規定を記載しています。

最後に71ページをご覧ください。71ページは許可手数料を掲載しておりますが、その下には、ネオン・サイン等について、また72ページは滅失の届出や除却義務について追記しておりますが、これらは県や盛岡市の屋外広告物条例に記載しており、当市でも条例には記載予定だったものを、この計画の中にも記載したものです。

以上で、資料1の説明を終わります。

次に、資料2、パブリックコメントで出された意見と市の対応です。意見書は1件が提出されております。意見の要旨ですが、「本丸公園は、避難道の整備、都市公園としての再整備が計画されていたと思います。再整備後でもかまいませんが、高田まちなか地区とも近いことから、景観重要公共施設として追加されてはいかがでしょうか。」です。

それに対する市の考え方は「本丸公園は、中心市街地に近い避難場所であるだけでなく、貴重な自然的環境があり、景観上の配慮が必要な公共施設であると認識しています。

景観重要公共施設の指定については、今後の整備とあわせて検討してまいります。」と
しています。

以上で、説明を終わります。

○平野会長

ありがとうございます。資料1、資料2それぞれ資料1は分厚いですが、前回からの修正点を中心にご説明を頂きました。何かご質問とかご意見ございますでしょうか。

基本的には、前回、申し上げた幹線道路沿道地区を追加いただいたため、主要な道路には派手な看板を出しにくくなったという変更点が一番大きなところかなと思います。それは、前回、審議したことを踏まえて書いて下さっているということでございます。

何かございますか。

○事務局（阿部部長）

あとは、電柱のそで看板なども出てきていますので、再度、検討して規制したほうがいいと考えているところです。

○平野会長

余談ですが、電柱の巻き付け広告物は許可しないというのはないのですか。昔から少し問題になっていますよね。何となく全国で行われていますが、電柱は占用料を払っているが、今回、高田は全部、民地に立てていらっしゃいますか。

○事務局（永山係長）

区画整理事業区域ではそういった所が多いです。民地に占用していただいています。

○平野会長

民地を独自に借りているのであれば、問題ないです。官地を使っているのに、要は、みんなの土地を借りてそこで広告物でお金を取るのはおかしくないかという話が前からありますよね。何となくグレーのままずっと日本全国動いてきているが、折角、今、電柱を立て直すわけですから、新規は認めないとするのも手かなと一瞬思いましたが、民地であれば仕方がないですね。

○事務局（阿部部長）

全面禁止まではいかないですが、景観デザインは誘導・コントロールしようという発想です。

○平野会長

他に何かございますか。菊池さんからひとこといただければ。

○菊池委員

特に景観計画についてはないですが、パブコメで言っていた本丸公園は、今後、公園として整備する場合は、民地と公有地があると思うので、その辺の調整だけはしてほしいです。

○事務局（阿部部長）

民地と私有地が入り組んでいるエリアなので、整理が必要です。

○平野会長

その他で言おうと思っていましたが、関連しますので申しておきますと、本丸公園をもし何らかの手を入れて整備されるのであれば、景観上、結構重要な施設だと思いますので、景観重要公共施設としてどうのと言う前に、例えばこの景観審議会に意見を聞いていただくとか、若しくは審議会でするのではなくてもいいですが、欧米でいうとデザインレビューボードみたいな言い方をすることが多いと思いますが、公共的に何か事業をする時に、その景観計画等々をわかっている専門の方々、市民の方々に見ていただいて、修正を加えながら設計を進めていくというようなやり方をしています。

平泉町でも、景観重要公共施設デザイン会議というものを設けておりまして、景観重要公共施設をいじる時はその助言が必要だと。ただ、それは景観計画に位置付けられている景観重要公共施設だけではなくて、例えば平泉町がつくる中学校なども率先してそこに諮っていただくということをやりました。

要は、景観計画と言うのは、基本的には規制の方向でおかしなものをつくらせないことでは非常に効果がありますが、いいものをつくる効果はないのです。いいものをつくるに

は率先して市役所なり、民間の方がいいものをつくってですね、あの建物いいよね、うちも真似していい建物にしようというようなことで輪が広がっていくというのはすごく大事で、そういう意味で、デザインレビューボードといったものをつくっていただいて、法的には景観重要公共施設をいじる時にはその助言を求めるといった形にさせていただいて、それ以外でも任意で、特に市役所の公共建築を含めて何か公共的な施設整備をなさる時は、そのデザインレビューボードがいいのか、デザイン会議と呼ぶのがいいのか、景観審議会がそれを担ってもいいと思いますが、そういう何か会議体でやっていく、チェックを入れながらやっていくというようなスタイルを確立することがいいと思っております。

その、本丸公園をもしいじることがあれば、いいテストケースになるのではないかとこの気がしました。

基本、この計画づくりは、私が申し上げてきたのは、今回、復興で皆さん一生懸命いいまちをつくらうと思って作り上げてきた景観を守るためにつくるのだということなので、まだできていないものを前倒してするのは止めようと申し上げてきましたが、本丸公園はそういう意味ではテストケースとしてやってみると良いのではないかとこの気がしましたので、お含みおきいただければと思います。

今後、どうやって運用していくか、というところの意見でございます。今回の改正とは直接関係がない話です。

はい、浅沼さんいかがでしょう。

○浅沼委員

特にないですが、疑問というか、大したことではないですが、色塗りのされてない細い部分、例えば、シンボルロードの脇の部分については河川なので、看板等は立たないだろうという考え方なのでしょうか。又、その反対側は、秋葉神社の下の方に看板が立つことは懸念されていないのかなど。

○平野会長

されますね、これは道路の端から何メートルでしたっけ。

○事務局（阿部部長）

30メートルです。

○平野会長

30メートル分の帯で取っていて、色塗りがないと全然別の第一種住居地域に指定されているということなので、今回の景観とは直接関係ない色塗になっていて、そういう意味では分かりにくいと言えば分かりにくいですが。

○事務局（阿部部長）

道路の両端30メートルには高い、または、派手なものは建てさせませんよ、というルールです。

○平野会長

なので、もし秋葉神社のみなさんが神社入り口のサインを出したければ、おとなしめの色にさせていただいて、大きさもちょっと配慮いただいて、ということになるかと思います。30メートルも引っ込んでいると、ほとんど案内範囲の意味がないので、引っ込んだ所に大きい派手なものを立てるということがおこらないと思います。

○事務局（永山係長）

あわせてですけど、そのシンボルロードの西側の細長い隙間の辺りは、川原川公園になっていて、市有地なので看板が立つ可能性は基本的にありません。

○平野会長

そもそもないですね。それで思い出しました。川原川公園は、県の川原川を市が占用して都市公園として整備なさる。

○事務局（永山係長）

川原川公園はエリアが分かれており、川が流れている部分あたりが、県の河川で、周りの細長い形で市の公園となります。ですので、実は、先ほど本丸公園の話がありましたけれども、川原川公園については、整備された後に重要公共施設に指定するという事は、あるのかなと思っています。

○平野会長

そうすると、先程、申し上げたように、明文化されていない原則ですけれども、基本は皆さん一生懸命いいまちにしようと思って、いいものをつくってくださっていますので、その足かせになるようなことはしないということは会長としての私の思いです。

50ページになりますけれど、今後、協議して、管理者と協議が整ったものから指定する。ここの部分に関しては、審議会としては事務局一任にしたいと思います。そうしなければ、また、決まりましたというたびに審議会を開いてOKを出さなくてはいけなくなりますので、事務局に一任したいと思いますが、まず、それはよろしいですか。

協議が整い次第、順次、景観重要公共施設に指定する。その上で、是非、川原川公園もですね、市役所内部の管理者との調整があると思いますが、お願いします。

○事務局（永山係長）

川原川公園は都市計画課になります。

○平野会長

なので、皆さんご自身と調整することになりますが、後々、担当者も替わり、時代も変わり何かやろうとする時に、今の思いと全く違うような整備がなされることのないように、指定なさっては如何かと思しますので、このリストに加えていただければと思います。

他、ございますか、では、三浦さんいかがでしょう。

○三浦委員

特にはないです。

○平野会長

箱石さん、いかがですか。特にはないですか。

○箱石委員

はい。

○平野会長

では、基本的に資料1、資料2に基づいてという話で、資料2については私が申し上げた本丸公園ですね、是非、前向きに検討いただければと思います。

審議会としましては、50ページですね、景観重要公共施設に関しては、協議に向けて調整を行い、協議が整ったら指定していくということを事務局に一任したいと思えます。先ほど申しあげましたように、その都度、審議会を開かなくてもいいように。その上でこのリストに、都市公園に1つ川原川公園を加えていただいて。ただ、それは竣工後で構いません。竣工してから、今回、頑張っつてつくった素敵な空間をちゃんと担保するために指定しているのであって、今回、整備するものの足かせにするつもりは全くないので、竣工後時期を見ていただいて、審議会の議決を経なくても構いませんので、していただければと思います。

そのような方向性で、ご異議ございませんでしょうか。よろしいですか。一応、審議会ですので、その方向性に賛成いただける方の挙手を求めます。

はい、全会一致で基本的に資料1に基づいた修正を行うということで、ただし、50ページについては川原川公園を含め、その指定に関して事務局に一任しますので、協議が整ったものから正式に指定を進めていただければと思います。

【審議】

議案第2号 陸前高田都市計画陸前高田景観地区について

○平野会長

それでは、議事を進めて参りましょう。(1) 議案第1号が終わりましたので、(2) 議案第2号 陸前高田都市計画陸前高田景観地区について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（永山係長）

資料3を説明いたします。陸前高田都市計画、陸前高田景観地区についてです。これは計画書というもので、次のページに範囲図をつけております。

計画書には、名称、位置、面積等を記載しておりますが、これは、資料1の28ページ、29ページに、網掛けで表示している、復興祈念公園周辺地区、今泉中心地区の建築物の景観形成基準を抜粋したものとなっております。これを都市計画の景観地区とすることで、より実効性を持つ規制としようとするものです。

以上で説明を終わります。

○平野会長

はい、ありがとうございます。前回か前々回の審議会だったかと思いますが、景観地区というものを指定することによって、景観の内容よりも手続き的な厳密性というか、手続きをきちんとしているということによって、おかしな建物を建つのをなるべく未然に防ぐことができることとなります。この景観地区を指定しますと、この内容の壁面位置や建物の高さ、こういうものが確認申請において必要な建築確認する上で設計図面でそれをちゃんとチェックしないといけなくなります。そういう、確認申請をおろす上で、この数値基準があるものは確認申請でチェックを受けることになり、今、確認申請を受けないで建物を建てる方はほとんどいらっしゃいませんが、そういう手続き上、厳密性が増すこととなります。ただ、手続き上、厳密性が増していく上では、この都市計画的な位置づけも必要だということで、この景観計画だけではなく、景観地区というものを定めて、それを都市計画審議会にも諮り、ご審議いただいた上で制定することで、手続き的な厳密性が実現することが出来るという種類のものです。

事務局から説明がありましたように、中身については今まで議論してまいりましたものを、景観地区という形で制定するとこういうものになります。中身は全く今までの議論の通りのものが、掲載されているはずでございます。

いかがでございましょう、これについて、箱石さん何かございますか。

○箱石委員

前の通りということですね。

○菊池委員

はい、異議ありません。

○平野会長

これで終わりますが、今まで議論を随分してまいりました中身が書いてございます。これを本審議会で認めた後、都市計画審議会がお認めいただければ、非常に実効性の強い手続きが実現するということになります。

一応、これも議案でございますので、議決をしたいと思います。この原案通り景観地区を指定することについて、賛成の皆さんの挙手を求めます。

はい、全会一致と認めます。全会一致で議案通り、資料3の通りの景観地区を指定してまいりたいと思います。あとは、都市計画審議会のほうにお任せしたいと思います。

○平野会長

それでは次第の方に戻りますと、(3) その他という議事がございますが、委員の皆様方から、特に今回の景観計画に関係なくても構いませんので、何かございますか。

陸前高田市の景観について、ご意見ですとか、コメントですとか、市に対する要望ですとか、何かありますか。

事務局のほうでその他の議事は用意してございますか。

○事務局（阿部部長）

特にございません。

○平野会長

それでは、若干駆け足ではございましたが、議事(3)まで終わりましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

(4) その他

○事務局（阿部部長）

平野会長ありがとうございました。それでは次第の4 その他でございますが、事務局から参考資料2の「改正スケジュール」について、ご説明をさせていただきます。

今回の景観計画の改正を含め、屋外広告物条例制定、それから特定用途制限地域などの都市計画の変更などを今後行って体系的に整理をいたします。

本日、1月23日に景観審議会、2月21日に都市計画審議会でご議論していただき、ご

承認をいただいた後に、2月から3月にかけて市議会のほうで条例等についてはご審議いただくということになってございます。

その後、4月から6月につきましては、周知期間ということで、周知を図った上で、7月1日からそれぞれの制度が発効するというようなスケジュールを想定しておりますので、ご協力をお願いします。

事務局で用意しているものは以上でございますが、全体、その他、特に皆様からよろしいですか。

○岡本副市長

一言、お礼を申し上げたいと思います。昨年からの景観計画策定というところで、長期にわたりいろいろとご審議をいただきまして、ありがとうございます。これから内部で議会などの手続きに入っていくって、最終的な形で7月から実施ということでございます。

秋口には、復興祈念公園、津波伝承施設などが開業し、多くの人々が来ることが予想されます。それに向けて、市としてはこの計画をつくって終わりではなく、実施に移していくということも大事なことだと思っておりますので、来ていただいた方々ががっかりしないような形にしていきたいと思っております。

本日は、ご審議いただきありがとうございます。

(5) 閉会

○事務局（阿部部長）

それでは、以上をもちまして、平成30年度第4回陸前高田市景観審議会を閉会させていただきます。大変ありがとうございました。

午後4時09分 散会